

※ 本計画中の漁獲可能量等は、第2管理期間の漁獲量超過の差し引き後の数量であり、平成29年7月31日に公表した計画を平成29年8月31日付けで変更、公表しました。

## くろまぐろ型TACに関する佐賀県計画（試行） （第3管理期間）

平成29年 8月31日 公表

### 第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業や定置網漁業を中心に漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の第3管理期間に係るくろまぐろ型TACに関する基本計画（試行）（以下「基本計画（試行）」という。）により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 2 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 3 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

### 第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について佐賀県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 （以下「小型魚」という。）	0.88トン
太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 （以下、「大型魚」という。）	国の基本計画（試行）第5の1の（2）に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないよう管理する。

※1 小型魚の割当数量について、第3で定めるところにより、割当数量が変化するのにあわせて、本県の数量も変化するものとする。

※2 また、小型魚について、全国において3,423.5トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は定置網漁業の共同管理数量若しくは漁船漁業等の広域管理数量が消化されていなくとも、その時点における本県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

### 第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

本県の定置網漁業の数量	0.10トン
本県の漁船漁業等の数量	0.78トン

本県の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、本県とともに北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの都道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上げにより、定置網の共同管理に参加する都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値580.54トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（構成都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。）には、本県が定置網漁業の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の定置網漁業の割当数量とする。

本県数量のうち、漁船漁業等に割り当てる数量については、本県とともに岩手県、宮城県、新潟県、富山県、福井県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、香川県、大分県及び沖縄県が当該漁船漁業等の広域管理を行うこととするが、これらの都道府県における漁船漁業等による漁獲量の積み上げにより、広域管理に参加する都道府県の漁船漁業等の割当数量の合計値7.94トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（構成都道府県の漁船漁業等の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。）には、本県が漁船漁業等の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の漁船漁業等の割当数量とする。

## 第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

### 1 釣り漁業や曳き縄漁業等（2の定置以外）

- ・ 目的操業は自粛する。
- ・ 30キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・ 放流した場合は、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。
- ・ 真にやむを得ない混獲で放流が困難な場合は水揚げし、漁獲報告を正確かつ速やかに行う。

### 2 定置網漁業

#### (1) 通常時

- ・ 30キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

#### (2) 第3に示した定置網漁業の数量の7割到達時

- ・ 30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- ・ 網起こし回数の削減に取り組む。

#### (3) 第3に示した定置網漁業の数量の8割到達時

- ・ 網起こし回数の削減に取り組む。
- ・ 30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

#### (4) 第3に示した定置網漁業の数量の9割到達時

- ・ 網起こしの休止措置に取り組む。
- ・ 30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

#### (5) (1) から (4) の取り組みについて、漁業者は履行状況を記録し報告するものとする。

### 3 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）別に管下の漁業協同組合分（漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応）の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと（概数報告）とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

- 4 第2及び第3に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、超過の際は操業自粛を要請するとともに、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。
  
- 5 水産庁は定置網の共同管理又は漁船漁業等の広域管理の別に、参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が、7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した際は操業自粛要請を各都道府県に対して発出することとし、本県は、これに応じて管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。
  
- 6 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。
  - (1) 漁業者の取組について周知を図る。
  - (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
  - (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

## 第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 第2及び第3に示した知事管理数量、定置網の共同管理又は漁船漁業等の広域管理の別に、参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。
 

11～3月：毎週（土曜日から金曜日までの1週間分を翌週の火曜までに県に報告）

※特に第4の1の本県の漁獲上限の目安の8割を超えた場合：毎日
- 2 上記1に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。
- 3 第2管理期間超過分の差引き分割計画は、次のとおりとする。

第3管理期間以降の当初知事管理枠から差引数量	0.22トン
第3管理期間を初年とする第2管理期間超過分の差引分割年数	47年